

平成27年9月定例教育委員会

平成27年9月17日(木)
午後6時30分から
宮代町役場202会議室

1. 出席者確認

2. 開会の挨拶 教育委員長

3. 挨拶並びに概要説明 教育長

4. 開会の宣言 教育委員長
※資料の確認

5. 報告事項

(1)平成27年9月宮代町議会定例会について

ア 平成27年度一般会計補正予算(第2号)について・・・P1

イ 一般質問と答弁の概要について・・・P2

(2)学校教育関係について

ア 10月の行事予定について・・・P13

イ 平成27年度準要保護並びに要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数
及び特別支援教育就学奨励費支給認定者数について・・・P15

ウ 学力・学習状況調査等について・・・別冊

(3)生涯学習関係について

ア 10月の事業予定について・・・P17

6. 審議事項

議案第27号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について・・・P20

7. その他

8. 次回教育委員会について

◎日 時 平成27年10月 日() 午 時 分

◎会 場

9. 前回会議録の承認並びに署名

10. 閉会宣言 教育委員長

5. 報 告 事 項

(1) 平成27年9月宮代町議会定例会関係

ア 平成27年度一般会計補正予算(第2号)について

教育関係補正予算の概要

■歳入 一般財源

■歳出

事業名	予算額	内 訳
学校給食管理運営事業	3,000千円	給食センターの設備修繕の実施 ボイラー蒸気ヘッダー交換 3,000千円

イ 一般質問と答弁の概要について

通告 1号 飯山 直一 議員

2. 小中学校エアコン設置について

小（2年から6年）・中（2年から3年）学校エアコン設置については、3月に続き6月議会でも否決された。理由としては「財源構成がどうなっているのか、また今年度に必要不可欠な事業なのか」とあったが、町としては教育観点の立場に立ち、他の予算を考慮うえ予算計上したと思っている。県内のエアコン設置状況を見ると36市町村（22市13町1村）で設置済み。春日部市では来年7月から稼働予定、また久喜市でも計画中と聞いている。ここにきて「宮代町の小・中学校にエアコン設置を実現する会」が、署名を集め9月定例議会に「エアコン設置を求める請願」を提出すると伺っている。そのような状況の中、以下の通りお伺いいたします。

(1) 財源確保にあたって無理な計画をしていたのか、それが将来の財政にどのような影響が出てくるのか。

答弁要旨（企画財政課長）

まず、当町の財政状況につきましては、議員ご承知のとおり、少子高齢化により、税収が伸び悩む一方、社会保障費や施設修繕費などが年々増加し厳しい財政状況が続いております。こうしたことから、都市計画税の導入や公共施設の再編を行いまして、収入の確保と歳出の抑制を図ってはおりますが、限られた財源の中でどの事業を選択するかが重要と考えております。

こうした中、小中学校のエアコン設置につきましては、これからの宮代町の将来を担う子どもたちの教育環境の改善が必要との考えから優先事業として予算計上させていただいたものでございます。

なお、将来の財政への影響としましては、ガス代など運転のためのランニングコストと今回の場合では、地方債の償還費用が、毎年必要となります。

その経費を試算しますと、小学校全学年と中学校3年で、年間約2,400万円になると思われました。当然、財政負担の見直しや新たな歳入確保を図る必要もございます。ただし、これはどの事業でも同様であり、その時代の住民ニーズや今後の需要をとらえて何を選択するかであると考えております。

平成27年度当初予算編成にあたっては、厳しい財政状況に変わりはありませんが、行財政改革を進めており、平成26年度もふれ愛センターの廃止や進修館指定管理の実施を行っておりますことから、小学校エアコン設置の財源確保は可能と判断し、予算計上したものでございます。

(2) 設置されているエアコンの運用基準と今夏休みまでの稼働状況を教えて欲しい

答弁要旨（教育推進課長）

平成 26 年度に設置した小中学校のエアコンは今夏から冷房での本稼働を開始いたしました。稼働にあたっては、所期の目的である小学 1 年生の「健康や体力面」での配慮、また中学 3 年生の「学力向上」の趣旨に沿って効果的に、かつ適切に運用するよう、本年 6 月に運用の基準を定めたところでございます。

具体的には、「稼働期間」として夏季 6 月中旬から 9 月中旬まで、冬季 1 2 月上旬から 3 月中旬まで、「稼働時間」は授業時間内、「稼働開始温度」については、夏季は 28℃を上回ったとき、冬季は 19℃を下回ったときをそれぞれ基準とし、風の流れや日当たり、木陰等の状況が個々に異なるため、稼働の最終判断は学校長としております。加えて、カーテンの活用、扇風機の併用によるエネルギーの節減や冬季の換気、加湿についても配慮を促しております。なお、今夏の利用状況でございますが、運用基準に定めた開始時期 6 月の利用はほとんどありませんでしたが、7 月に入り梅雨明け後の通常授業や夏期休業中の補習講座、面談などで活用されたところでございます。

その内訳でございますが、小学校では通常授業が平均 3.5 日、補習（夏期講座）が平均 3.8 日、その他が（研修等）平均 0.5 日、中学校では通常授業が平均 5.6 日、補習（夏期講座）が平均 2.0 日、その他（面談）が 6.2 日となっております。なお、1 日あたりの利用時間は、気温や利用方法により異なりますが概ね 2～6 時間程度でございました。

(3)今議会に「エアコン設置を求める請願」が出る予定と聞いているが、どう受け止めるか。

答弁要旨（町長）

請願に添付された署名者数は4,000人を超えております。この夏の異常とも言える暑い中、署名活動をなさった方々に敬意を表するとともに、非常に重たいものがあると受け止めております。と、同時に、私のエアコン設置の考えにご理解を示していただいた、同じような思いを持つ多くの方が意思表示されましたことに、深く感謝を申し上げます。

ご存知のように、全国的にエアコン設置の流れは、ますます強いものがあると思われま
す。埼玉県においても、久喜市、春日部市が来年夏には稼働予定と伺っており、来年度
設置を予定する自治体を含めると60～70%の自治体がエアコン設置となるのではな
いかと思われま

す。隣の杉戸町においても、先月行われました杉戸町議会議員選挙において、当選者15
名中、8名の方がエアコン設置を公約に掲げ、1名も学習環境改善を掲げております。
このことから、杉戸町のエアコン設置も近いものと感じるところです。

どの自治体も財政運営は厳しい状況にあると思います。そこで、どう財源を確保する
か。3月6日の日本経済新聞でも述べられておりますように、エアコン設置に向けて「自
治体はその知恵を求められている」と思います。

予算は、総枠の中で編成するものでありますが、エアコンの設置費用や翌年度以降の
ランニングコストが、予算編成に硬直化をもたらします。

しかし、宮代町においては、これまで公共施設の再編や指定管理制度の導入など行財
政改革に取り組んでおり、本年度から、ふれ愛センターの廃止、進修館の指定管理によ
り、毎年度約5,000万円の経費削減が図られ、予算編成の柔軟性を高めております。
小中普通教室全てにエアコン設置後の維持管理費としては、国庫補助金の有無で異なっ
てまいりますが、地方債の償還額も含め3,000万円前後と試算しており、経費削減
効果が5,000万円ありますので、単純に言えば十分カバーができることとなります。

このような取り組みがない自治体に比べれば、ここに知恵があったのかとも言えるの
ではないでしょうか。

財源的にエアコン設置は可能であり、請願の可否を見守りたいと思っております。

3. 施設の修繕・改善について

(1) 百間小学校（2 階建て校舎）の 2 階ベランダの手すりの修繕は。

2 階ベランダの手すりは、外見からはペンキが剥がれサビがあるように見える。サビると金属がやせてもろくなる。児童が利用する場所である場合、学校の校舎としては安全上心配がある。

①点検と修繕の予定は

②百間小学校以外の公共建物は現状を確認していないが、学校や公共建築物の定期的な検討や調査はどのように行っているか

答弁要旨（教育推進課長）

各小中学校施設の安全管理については、学校安全保健法第 27 条により、学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導並びに職員の研修その他学校における安全に関する事項についての計画策定と実施が定められています。

また、法に従い、同法施行規則第 28 条では、安全点検について、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行う他、必要があるときは、臨時に点検を行うこと、同規則第 29 条では、設備等についての日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図ることが定められています。さらに、埼玉県からは「学校安全点検の手引き」として、施設の点検内容について細かに例示されているため、この手引きに基づいて各校が定期あるいは必要に応じて点検を実施しているところでございます。

また、これらの点検の結果、不具合や児童生徒の安全のため改善の必要があると確認された場合には、学校から町教育委員会に報告があり、連携して必要な対応を実施しているところでございます。これらの場合、各々の要修繕箇所について、各小中学校の状況を確認し、緊急の必要があるものについては、各年度の修繕予算や予備費等により対応するほか、翌年度予算等で対応すべきものについては、優先度をはかり順次実施しているところでございます。

ご質問の「手すり」の件は、学校からの報告等により塗装の剥がれであって本体の腐食には至っていないと判断しておりますが、放置すればご指摘のとおり劣化が進行して危険な状態となることも危惧され、また修繕に要する費用も膨らむ可能性がありますので、現在修繕準備を進めているところでございます。今後とも、このようなケースを含め、各学校との連絡、連携を密にして適切に取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、②の百間小学校以外の公共建築物の定期的な点検や調査について、ご説明いたします。小中学校以外の他の公共施設では、施設ごとに日常の見回り点検をはじめ、予算措置のための改修や修繕の必要性の定期的な確認、必要性に応じた専門業者に依頼しての点検、設備関係など法定の検査や点検が必要なものは法令に基づくチェックなど、必要な点検、確認を施設ごとに実施しているところでございます。

3 小中学校へのエアコン設置について

本件、エアコン設置については、平成 27 年 3 月議会において、平成 27 年度一般会計予算、小学校へのエアコン設置費、1 億 5,660 万円が 3 月 25 日賛成少数（6 対 7）にて否決、又、6 月議会においても、平成 27 年度一般会計補正予算エアコン設置費 1 億 5,120 万円が賛成少数（4 対 9）にて否決された。反対理由についてはいずれも財政状況が厳しいのに、町債に頼る設置は認められないとのことであった。以上を踏まえ町の取り組みについてお伺いしたい。

- (1) 宮代町立小中学校エアコン運用ルールに基づく、本年 6 月中旬から夏休み 7 月 18 日までの各小中学校におけるエアコン稼働日数は。
- (2) エアコン設置に向けての財源措置の検討はなされたのか。
- (5) 財源に問題があるのであれば、リース契約にて設置する考えは。

答弁要旨（教育推進課長）

(1) 6 月中旬から 7 月 18 日までのエアコンの稼働状況

夏休みまで含めた全体の稼働状況について、前段の議員のご質問にお答えいたしましたので、夏休み前までの稼働状況として、改めてお答えいたします。

まず、6 月中のエアコン利用は試験運転程度であり、本稼働はありませんでした。7 月に入り梅雨明け後の通常授業での稼働として、小学校で平均 3.5 日、中学校では平均 5.6 日利用されております。

本年の気象状況といたしましては、6 月から 7 月上旬までが比較的涼しく、梅雨明け後の高温状況は、夏休み前の 1 週のみでございましたので、短縮授業等の関係等もあり、稼働が比較的少ない結果となったものと考えております。

(2) エアコン設置に向けた財源について

小中学校のエアコン設置については、国庫補助事業「学校施設環境改善交付金」の対象として位置づけられているため、同補助金の採択要望を提出しておりますが、平成 27 年度は国予算総枠の削減により、エアコン設置を含めた環境改善事業の優先度については、①負担金事業、②法令適合事業、③特別支援学校整備、④耐震化に次ぐ五番目との説明を受けており、採択されなかった状況でございます。

平成 28 年度分といたしましては、同補助金の採択要望を引き続き提出しておりますので、今後も国・県からの情報収集、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

(5) のリース契約にて設置する考え

リース契約につきましては、学校数が 30 校、あるいは 40 校と多く、設置台数が数百台から 1000 台近くなるなど業務が増大し、設置や管理を行うにも規模が大き過ぎて、市や町の職員の直接執行では厳しい場合や、大規模事業での入札によりリース業者のリース額の引き下げ効果が期待でき、単年度の財政負担を避け負担の分散化が図れる場合等において有効と、一般的には言われております。なお、この場合は国庫補助の対

象とはならなくなくなるものでございます。

当町の場合には、規模的に小さく直営管理が可能なこと、また負担の分散、減額効果等も見込みにくいことなどにより、リース契約よりも国庫補助を確保し、残りを町債により財源措置する手法によって負担削減を図ることが効果的と見込んでおり、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

(3) エアコン設置に対する町の考えは、今後どのように進んでいくのか。

(4) 9月議会に、小中学校のエアコン設置を求める請願書が住民から提出されると聞いているが、請願提出についての町の考えは、請願が可決された場合の対応は。

答弁要旨（町長）

(3) 町の考えは、これからどう取り組むのか

前段の議員のご質問にもお答えしたとおり、設置の必要性については、皆様ご理解のことと存じます。教育推進課長からも答弁申し上げたとおり、現在平成28年度の国庫補助採択を目指し要望を提出しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

(4) 請願について

エアコン設置を求める請願に添付された署名者数は4,000人を超えると伺っております。この夏の異常とも言える暑い中、署名活動をなさった方々に敬意を表するとともに、非常に重たいものがあると受け止めております。と、同時に、私のエアコン設置の考えにご理解を示していただいた、同じような思いを持つ多くの方が意思表示されましたことに、深く感謝を申し上げます。ご存知のように、全国的にエアコン設置の流れは、ますます強いものがあると思われまます。埼玉県においても、久喜市、春日部市が来年度には稼働予定と伺っており、来年度設置を予定する自治体を含めると60～70%の自治体がエアコン設置となるのではないかと考えられます。

隣の杉戸町においても、先月行われました杉戸町議会議員選挙において、当選者15名中、8名の方がエアコン設置を公約に掲げ、1名も学習環境改善を掲げております。このことから、杉戸町のエアコン設置も近いものと感じるところです。

どの自治体も財政運営は厳しい状況にあると思えます。そこで、どう財源を確保するか。3月6日の日本経済新聞でも述べられておりますように、エアコン設置に向けて「自治体はその知恵を求められている」と思えます。

予算は、総枠の中で編成するものでありますが、エアコンの設置費用や翌年度以降のランニングコストが、予算編成に硬直化をもたらします。しかし、宮代町においては、これまで公共施設の再編や指定管理制度の導入など行財政改革に取り組んでおり、本年度から、ふれ愛センターの廃止、進修館の指定管理により、毎年度約5,000万円の経費削減が図られることになり、予算編成に余裕をもたらしております。小中普通教室全てにエアコン設置後の維持管理費としては、地方債の償還額も含め3,000万円前後と試算しておりますが、経費削減効果が5,000万円あり、単純に言えば十分カバーができることとなります。このような削減がない自治体に比べれば、ここに知恵があったのかとも言えるのではないのでしょうか。

請願が可決された場合の対応についてお尋ねですが、財源的にエアコン設置は可能であり、設置に向けての予算措置を準備したいと考えるものでございます。

※本質問は、時間超過のため「質問・答弁」とも未実施

4. 「生活困窮者自立支援法」による自立支援

「生活困窮者自立支援法」による自立支援が、4月からスタートした。

町村は市と違い、窓口業務のみ、事業は県の出先機関が所管する。しかし、町の特徴、姿勢が見えにくい。宮代町独自で実施しているもの、県の出先機関アスポート「春日部」事務所でやっているもの、その実績をうかがう。（回数、人数などを簡潔に願います）

(3) 「生活困窮者自立支援法」にある教育支援に教育委員会所管の取り組みはあるか

答弁要旨（教育推進課長）

低所得世帯等に関し進学率等の問題があるとことにつきましては教育委員会といたしましても、課題として認識しております。また、「生活困窮者自立支援法」第6条に基づく、生活困窮者である子どもたちの学習支援の取組については、県及び市又は福祉事務所設置町村が実施主体となることが示されているところでございます。

この「生活困窮者自立支援法」を受けまして、埼玉県では、昨年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業における学習支援モデル事業」を実施したところであります。宮代町では、この事業の「モデル地域」となることを県から要請されまして、平成27年1月から、経済的な理由により、学習塾に通うことが難しい世帯の中学1年生から3年生を対象に高校進学・基礎学力の向上を支援することを目的とした「宮代町・杉戸町中学生学習教室」が開設されたところでございます。なお、実施主体は県の委託事業者であるアスポート学習支援センターであり、指導者としては大学生ボランティアや中学校・高校の教職経験者が指導にあたっております。また、進路指導や悩み事相談も、教職経験者や臨床心理士、精神保健福祉士などの専門スタッフが対応しているところでございます。

本町の取り組みにつきましては、県と連携し該当生徒の家庭への周知等の運営面をサポートしているところでございます。具体的な周知の方法でございますが、就学援助費受給世帯に対し、町教育委員会から「中学生学習教室」について、リーフレットを配付することをとおして、周知を図っております。

ご質問の実績につきましては、平成27年1月から3月では、宮代町内中学生21名、高校生2名の合計23名が学習教室へ参加いたしました。教室開催数は月・水・金の週3回、合計で34回開催され、参加した中学3年生の高校進学率は100%でございました。なお、平成27年度につきましては、モデル事業が本格実施となり、「宮代町・杉戸町中学生学習支援事業」として、現在中学生27名、高校生5名、合計32名が通っていると県からの報告により確認しております。

今後につきましても、現在、「宮代町・杉戸町中学生学習支援事業」の取組みが順調に進んでいる状況を踏まえ、県との連携を更に深めながら、効果的な運営のためのサポートを進めてまいり所存でございます。

3. 子育て環境の充実を

(1) 少子化対策と子育て支援策として、他市町に先駆けて第 2 子以降の小中学校給食無料化を

答弁要旨（町長）

小中学校給食費の無料化についてお答えします。

学校給食費の無償化を実践している自治体数について正確にはしておりませんが、全国で 50 以上に上るとの一部報道もございました。また、埼玉県内では、滑川町が平成 23 年 4 月から完全無償化を、幸手市や秩父市など県内 5 団体が一部の補助や多子世帯の減免を行っていることが確認できております。

こうした自治体では、議員ご質問のとおり、負担軽減による「少子化対策」や「子育て支援の負担軽減」、或いは「定住人口の増加促進」を旨として実施されているようでございます。その給食費無償化が子どもを持つ家庭の「負担軽減」となる支援であることは明らかであります。また一方では、無償化による財政負担を負うことにもなります。当町の場合で試算いたしますと、2 人目以降を支援対象といたしましても、数千万単位の多額の財政負担となることが見込まれますので、毎年度の一般財源負担を考慮すると実施は非常に厳しいと申し上げざるを得ないところでございます。

なお、給食費は学校給食法第 11 条及び同法施行令に基づいて、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の人件費や施設設備の修繕費が設置者、それ以外、即ち食材費など「実費」に相当する経費が保護者の負担、との原則が定められております。また、当町の学校給食では、給食費の負担額だけでは量れない付加価値や内容の充実を努めておりまして、地場産食材の積極的活用、並びに年間行事に合わせ季節、風土を感じてもらおう行事食や世界の料理など多様な献立の工夫のほか、アレルギー対応の決め細やかさなど、様々な形で内容向上に取り組んでおりますので、ご理解をいただければ有難いと存じます。

1 小中学校の環境整備について

- (1) 自転車損害保険の加入状況（任意） ～ 町としての取り組み、推進について
- (2) ヘルメットの着用状況
 - ア. 登下校時の着用及び推進
 - イ. 時間外及び休日の状況及び着用の推進
- (3) トイレの洋式化 ～ 児童生徒のトイレ、また、来客用、職員用トイレについて

答弁要旨（教育推進課長）
<p>(1) 自転車損害保険の加入状況について</p> <p>自転車損害保険の加入については、議員のご質問のとおり、児童生徒の自転車運転での事故に起因して多額の損害賠償を求められる事例が近年発生していることから、加入の重要性が注目されているところと理解しております。宮代町におきましては、PTAの皆様を主体とし、県のPTA連合会と連携する形で自転車事故での損害賠償事案に対応する保険に加入し、こうした事態にも備えている状況と伺っており、町行政としての取組みは実施していない状況でございます。</p> <p>(2) のヘルメットの着用状況について</p> <p>登下校のヘルメットの着用につきましては、各中学校において、交通ルールの遵守、ヘルメットの着用、適切な自転車の整備・点検等を条件に、通学距離を基準に各学校ごとに自転車使用許可証を発行し、自転車の利用を許可しております。従いまして、登下校での自転車利用につきましては、ヘルメットの着用が義務付けられておりますので、全ての生徒がヘルメットを着用して自転車に乗車している状況でございます。また、徒歩通学の生徒につきましても、部活動等により学校管理下で自転車に乗車して移動する場合などにおいては、ヘルメットの着用を義務付けているところでございます。</p> <p>なお、時間外及び休日等において、家庭で自転車を利用する際の着用につきましては、安全指導の観点からヘルメットの着用を推奨してはおりますが、家庭のご判断で着用するにとどまっている状況でございます。今後とも、自転車の安全な利用につきましては、交通安全教育を一層推進し、交通ルールの遵守及び危機意識の啓発等に努め、交通事故防止に取り組んで参りたいと考えているものでございます。</p> <p>(3) トイレの洋式化について</p> <p>現在の小中学校の洋式化率は全体で約30%でございます。その内訳は、小学校の児童用が33%、中学校の生徒用が25%、このほか、洋式の障がい者用トイレが各校2箇所から3箇所整備されております。また、来客・教職員用のトイレでは、洋式トイレが設置できていない学校もあるところでございます。今日では、ほとんどの家庭で洋式トイレが使用されていることを考慮すれば、割合として少ないということは十分認識しておりますが、限られた予算の範囲内で、学校施設の整備を進めねばなりませんので、</p>

児童生徒の安全確保や学習に直結した施設設備の改善を優先して対応せねばならないのが現状であり、対策がやや遅れているのが実情でございます。

従いまして、短期間での大幅な改善策実施は正直申し上げて厳しいところでございますが、洋式トイレ設置率の低い学校等を優先して予算を調整するとともに、修繕等に合わせて和式から洋式トイレへの切り替えを図るなど、今後の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 学校教育関係について

ア. 10月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(木)	運営委員会(須)	新人体育大会(全中学校)
2日(金)	校長会 稲刈り4年(百) 修学旅行事前健康診断(東)	校長会
3日(土)	PTAバザー(百)	新人体育大会(全中学校)
4日(日)		
5日(月)	教頭会 一斉下校(須) 学力パワーアップ週間9日まで ・縦割り班掃除10/23まで(百) 校内就学支援委員会(笠)	教頭会 職員会議<調査票作成>(百)
6日(火)	就学時健康診断(百・東)	
7日(水)	就学時健康診断(須・笠) 前中学区英語活動発表会(百)	PTAあいさつ運動(百) 前中学区英語活動発表会(前)
8日(木)	須賀中学区英語活動発表会(須) 職員会議(須) 校内授業研究会(百・東) 授業エキスパート研修会 <仁部教諭授業>(笠)	須賀中学区英語活動発表会(須)
9日(金)	百中学区英語活動発表会(東・笠)	百中学区英語活動発表会(百) 3年生進路保護者会(須)
10日(土)		
11日(日)	町民体育祭(ぐるる)	
12日(月)	体育の日	
13日(火)	お話朝会<前中瀬田校長講話>・教育 実習開始2名(百)	3年生保育実習(前)
14日(水)	不審者対応避難訓練(東) 修学旅行事前健康診断(笠)	支援担当訪問(須) PTAあいさつ運動・中間テスト(百)
15日(木)	埼葛人権を考える集い<春日部文化会館>	埼葛人権を考える集い<春日部文化会館>

	修学旅行<会津> (東)	中間テスト (須) 支援担当訪問 (前)
16日 (金)	就学支援専門委員会 修学旅行<会津> (東) 埼葛地区科学展覧会準備 (笠)	就学支援専門委員会
17日 (土)	埼葛地区科学展覧会 (笠原小・進修館)	P T Aバザー (東小・須賀中)
18日 (日)	埼葛地区科学展覧会 (笠原小・進修館)	地域防災訓練 (百小)
19日 (月)	職員会議 (百・東・笠) 修学旅行事前健康診断 (百)	職員会議 (前)
20日 (火)	第2回教育長学校訪問 (全小学校)	
21日 (水)		第2回教育長学校訪問 (全中学校) 中間テスト (前)
22日 (木)	英語教育強化拠点事業研修会 <学芸大粕谷教授指導者> (東・笠)	南埼地区駅伝大会<全中学校>
23日 (金)		
24日 (土)	P T Aバザー (笠)	学校公開・合唱祭 (百) 学校公開・合唱コンクール (前)
25日 (日)	日曜授業参観 <校内音楽会・道徳授業公開> (百)	
26日 (月)	振替休業日 (百) 合同研修会 (東・笠)	職員会議 (須)
27日 (火)	演劇鑑賞会<能鑑賞> (東)	管理担当訪問 (前)
28日 (水)	中学生の合唱を聴く会 (須) 社会科見学4年 (東) 修学旅行<鎌倉・横浜> (笠) 埼葛地区学事事務担当者研修旅行 (学校教育担当指導主事)	P T Aあいさつ運動 (百) 校内持久走大会 (前)
29日 (木)	校内授業研究会 (東) 修学旅行<会津> (百) 修学旅行<鎌倉・横浜> ・校内絵画展 (笠) ~30日	進路を考える会 (前)
30日 (金)	修学旅行<会津> (百) 校内音楽会 (笠)	生徒会役員選挙 (前)
31日 (土)	学校公開<小中合同公開・音楽会AM> (須) 学校公開<校内音楽会・絵画展・学校評 議員会> (東)	学校公開<小中合同公開・合唱コンク ールPM> (須)

イ 平成27年度準要保護並びに要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数及び特別支援教育就学奨励費支給認定者数について

平成27年度準要保護児童生徒就学援助費支給認定者数

平成27年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小学校	10	9	12	8	12	11	62
百間小学校	3	8	8	5	11	5	40
東小学校	3	1	2	4	11	5	26
笠原小学校	5	1	2	1	5	6	20
合計	21	19	24	18	39	27	148

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中学校	13	7	17				37
百間中学校	12	16	18				46
前原中学校	15	10	13				38
合計	40	33	48				121

269

平成27年度要保護児童生徒就学援助費支給認定者数

平成27年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小学校						0	0
百間小学校						0	0
東小学校						1	1
笠原小学校						0	0
合計	0	0	0	0	0	1	1

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中学校			0				0
百間中学校			1				1
前原中学校			2				2
合計	0	0	3				3

4

平成27年度特別支援教育就学奨励費支給認定者数

平成27年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小学校	2		1		1		4
百間小学校	1						1
東小学校	1			1	1		3
笠原小学校	1			3			4
合計	5	0	1	4	2	0	12

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中学校	1	1					2
百間中学校		1					1
前原中学校	1	1					2
合計	2	3	0				5

(3) 生涯学習関係

ア. 10月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
3日(土) 13:30-16:00	<p>子ども大学みやしろ(第2回/全4回)</p> <p>●内容:【はてな学】家庭でつくれるエコグッズ 家庭にある資源を再利用して、アクリルたわしや牛乳パックを使用した飛び出す立体カードをつくる。</p> <p>●対象:小学生4~6年生</p> <p>●講師 日本工業大学 学生環境推進委員会</p> <p>●定員:60名(応募54名)</p>	日本工業大学
3日(土) 14:00-16:00	<p>チャレンジ(第7回/全15回) バレーボール</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象:小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
11日(日)	<p>第43回町民体育祭</p> <p>■幼児から高齢者まで全町民が参加できる体育の祭典として、町民の健康増進と体力の向上を図り、併せて町民相互の親睦とスポーツレクリエーション活動の推進を図るため開催する。</p> <p>●対象:町民</p>	ぐるる宮代
12日(祝) 13:00-16:00	<p>移築民家と「アタラシイ」ゲキ11</p> <p>●町指定文化財 旧加藤家住宅を舞台とし、町の歴史や伝説、あるいは島村盛助の作品などから着想を得た創作演劇の上演をおこなうもの。今年で11年目。</p>	郷土資料館 旧加藤家住宅
15日(木) 9:30-16:00	<p>第24回埼葛人権を考えるつどい</p> <p>■埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、地域間の交流を行いながら、人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指して実施する。</p> <p>●折鶴や人権メッセージによる小中学生の協力参加</p> <p>●埼葛の様々な団体による出演、展示、出店</p>	春日部市 市民文化会館 (埼葛12市町 共催事業)
17日(土) 13:30-16:00	<p>子ども大学みやしろ(第3回/全4回)</p> <p>■内容:【生き方学】和菓子づくり体験 見た目も美しく、食べてもおいしい和菓子づくりを体験。ものづくりの仕事の魅力を学ぶ。</p> <p>●講師:風月堂 武笠正明氏</p>	新しい村

17日(土) 14:00-16:00	スポーツフィールド(第5回/全11回) ■ 運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。 ● 内容:ミニテニス ● 対象:小学生以上	ぐるる宮代 サブアリーナ
20日(火) 10:00-12:00	みやしろ大学(第6回/全8回) ■ 高齢者の生きがいを高め、健康を増進し、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。 ● 内容:雲と雨の科学(オープンカレッジ) ● 講師:元 気象大学校教授 山内豊太郎氏	進修館 大ホール
24日(土) 13:30-16:00 修了式 16:15-16:30	子ども大学みやしろ(第4回/全4回)、修了式 ■ 内容:【はてな学】光のふしぎな世界 光の演示実験や発光ダイオードを使った工作を体験。 ● 講師:日本工業大学 佐藤杉弥教授、服部邦彦教授	日本工業大学
24日(土) 14:00-16:00	チャレンジ(第8回/全15回) 剣道 ■ 多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。 ● 対象:小学3・4年生	ぐるる宮代 剣道場
25日(日) 6:45-18:00	第18回ファミリーハイキング ■ ハイキングの楽しさや、素晴らしい風景を味わい、家族や参加者同士のふれあいを深める ● 対象 宮代町民 ● 募集人数 40名	群馬県 富岡製糸場及び 碓氷峠付近
25日(日) 10:00-12:00	あそびと運動 トライ/秋季(第1回/全5回) ■ スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(走る、跳ぶ、投げる、取る打つ等)を行い参加者の運動能力向上を目指す。 ● 対象:小学1・2年生 ● 募集人数 20名	ぐるる宮代 サブアリーナ
25日(日) 14:00-16:00	市民大学みやしろ ■ ビブリオバトル“この本イチオシ!”ティーンズ編 誰でも参加できる本の紹介コミュニケーションゲーム。発表者がお気に入りの本を5分でアピール、最後にどの本が一番読みたくなったかを基準に参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを『チャンプ本』とする。 ● 対象、募集人数:中・高校生15名 ● 主催:宮代町立図書館、宮代町教育委員会	宮代町立図書館 研修室

<p>31日(土)～ 11月3日(火・祝)</p>	<p>町民文化祭 ■日頃の文化・芸術活動の発表と交流の機会の創出を図り、制作者や発表者の励みとするとともに、鑑賞者が文化芸術・活動に参加するきっかけづくりを行う。 ●開会式&町表彰式 31日(日)10:00～</p>	<p>進修館全館</p>
<p>31日(土)～ 12月27日(日)</p>	<p>特別展 道中日記 江戸時代の旅 ●町に残る9つの道中日記のルートの説明や道中手形などの古文書、観光地の絵図、御札、絵葉書などを展示する。</p>	<p>郷土資料館 特別展示室</p>

議案第27号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成27年9月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

宮代町立図書館の対面朗読サービス等について、現在の対象者が視覚障害者に限定されているが、高齢者等の視覚による表現の認識に障害のある者についても対象とする必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

宮代町立図書館管理運営規則（平成5年宮代町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「視覚障害者」の次に「その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）」を加え、「録音テープ」を「録音図書」に改め、同条第2項中「で、視覚障害のため身体障害者手帳の交付を受けている者とする。」を「とする。」に改める。

第11条第2項を削る。

第12条見出し中「録音テープ」を「録音図書」に改め、同条第1項中「視覚障害者」の次に「等」を加え、「録音テープ」を「録音図書」に改め、同条第2項及び第3項中「録音テープ」を「録音図書」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町立図書館管理運営規則新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(対面朗読等)</p> <p>第10条 <u>視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者</u> (以下「<u>視覚障害者等</u>」という。)に対して、対面朗読、点字図書及び録音図書の郵送貸出等 (以下「対面朗読等」という。)を行う。</p> <p>2 対面朗読等を利用することのできる者は、町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。ただし、特別の理由により教育委員会が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(対面朗読の利用)</p> <p>第11条 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日時、資料名を教育委員会に申し出なければならない。</p> <p>(点字図書及び録音図書の利用等)</p> <p>第12条 <u>視覚障害者等</u>が点字図書及び録音図書を館外利用するときは、電話又は郵便により申し込むことができる。</p> <p>2 同時に館外利用できる点字図書及び録音図書は15点以内とし、その利用期間は15日以内とする。</p> <p>3 点字図書及び録音図書の利用は、郵送によることができる。</p>	<p>(対面朗読等)</p> <p>第10条 <u>視覚障害者</u>に対して、対面朗読、点字図書及び録音テープの郵送貸出等 (以下「対面朗読等」という。)を行う。</p> <p>2 対面朗読等を利用することのできる者は、町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で、<u>視覚障害のため身体障害者手帳の交付を受けている者</u>とする。ただし、特別の理由により教育委員会が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(対面朗読の利用)</p> <p>第11条 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日時、資料名を教育委員会に申し出なければならない。</p> <p>2 <u>対面朗読等を利用しようとする者は、身体障害者手帳を教育委員会に提示しなければならない。</u></p> <p>(点字図書及び録音テープの利用等)</p> <p>第12条 <u>視覚障害者</u>が点字図書及び録音テープを館外利用するときは、電話又は郵便により申し込むことができる。</p> <p>2 同時に館外利用できる点字図書及び録音テープは15点以内とし、その利用期間は15日以内とする。</p> <p>3 点字図書及び録音テープの利用は、郵送によることができる。</p>